

平成22年度第1回環境審議会 会議録

1 日 時

平成22年4月27日（火）午後2時から午後2時50分まで

2 場 所

中野市役所32号会議室

3 出席者

審議会委員

竹内本芳会長、山岸進委員（副会長）、常田英士委員、藤巻清一委員、
寺島正友委員、山田彰一委員、小根澤庄一委員、中村美子委員、
市川大輔委員、丸山久治委員、高橋秀子委員、小林喜久子委員

事務局

柴草くらしと文化部長、関環境課長、酒井環境課長補佐、和田衛生係長、
環境係高木主査

4 傍聴者 なし

5 会議の内容

【事務局】本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。
定刻になりましたので、ただいまより中野市環境審議会を開会いたします。

本日の進行を務めさせていただきます中野市くらしと文化部環境課課長補佐の
酒井と申します。はじめに、くらしと文化部長からごあいさつを申し上げます。

【事務局】何かとお忙しいところご出席を賜りまして、ありがとうございました。く
らしと文化部長の柴草高雄です。本来であれば市長が参ってごあいさつを申し上げ
るところ、公務が重なっており失礼をさせていただいておりますがよろしくお
願いいたします。

日頃は私どものすすめております環境行政、また、市政全般にわたりそれぞれの
立場でご理解とご協力をいただき大変ありがとうございます。

本日は、中野市自然保護条例に基づく自然休養地の開発について、委員の皆様
からご意見をお聞きするため、皆様の出席をお願いしました。

この条例は、市内の自然保護を目的に制定され、自然休養地などの地域指定を
行うとともに、その地域の開発の行為に対して一定の規制を行う内容であります。

今回、斑尾地区における携帯電話の通話品質の改善を目的とした電波塔設
置のため、KDDI株式会社から事前協議がありました。

内容を審査したところ、条例の基準の関係につきましては適合しておりますが、
コンクリート柱の高さが施行規則第5条に該当ということで高さ15メートル以上

あるということをごさいますて、このような関係から本審議会のご意見をお聞きしなければならぬとなつておりましたて、本日お願いしたところをごさいます。

細部については、後ほど環境課長からご説明させていただきますが、よろしくお願ひいたします。

【事務局】続きますて、会長からごあいさつをいただきたいと思ひます。

【会長】審議会開催にあたり一言あいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、環境審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、自然休養地開発の事前協議について、ご意見を賜ることとなつております。良好な自然環境の確保等の見地から、委員の皆様よりご意見をいただきたいと思ひますので、忌憚のないご発言をお願ひ申し上げます。

以上、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

【事務局】ありがとうございます。会議事項に入ります前に、各推薦団体の役員交代により、今回、改めて委嘱した委員の皆様のご出席をいただいておりますので、それぞれ自己紹介をお願ひいたします。

※ 新委員が自己紹介する。

【事務局】ありがとうございます。なお、今まで、中野市衛生自治会の小沢幸三委員に副会長をお願ひしておりましたが、衛生自治会の役員交代により、今回、衛生自治会からは山岸様に委員を委嘱させていただきました。

このため、現段階では副会長が空席となっておりますので、この後の会議事項の中で、副会長を選出していただきたいと思ひます。

続きますて、4月の人事異動により環境審議会を担当する職員が代わっておりますので、それぞれ自己紹介を申し上げます。

※ 事務局職員全員が自己紹介する。

【事務局】それでは、会議に入る前に本会の成立について申し上げます。

中野市環境審議会条例6条2項の規定により、過半数の委員が出席しなければ会議を開催することはできないとされておりますが、本日は委員16名中12名出席でございますので、会議は成立しております。

それでは、会議に入ります。環境審議会条例6条1項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、以後の進行は会長にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

【会長】それでは、早速議事に入らせていただきます。

会議事項の(1)副会長の互選についてを議題といたします。

副会長は、環境審議会条例第5条第1項の規定により委員の互選となっております。どのようにしたらよろしいでしょうか。

【委員】副会長の選任にあたっては、今までのいろいろな経過があろうかと思ひますので、もし事務局で案がございましたらご提示をいただきたいと思ひます。

【会長】ただいま、ご発言がありました。事務局案があるかとのことですので、事務局からお願いいたします。

【事務局】副会長につきましては、これまで衛生自治会から推薦をいただいております。今回につきましても、衛生自治会からご推薦がありました山岸進委員にお願いできればと思っております。よろしくお願いいたします。

【会長】ただいま、事務局からご提案がありました。副会長には山岸進委員にお願いしたいということですが、いかがでしょうか。

※ 異議なしの声あり。

【会長】異議なしの声がありましたので、副会長は山岸進委員にお願いすることに決定いたしました。

【事務局】それでは、山岸副会長は正面の席の方へお願いいたします。

【会長】それでは、会議事項の（２）中野市自然保護条例に基づく自然休養地開発の事前協議についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

【事務局】事前に送付させていただきました資料に基づいて説明をさせていただきます。資料１、１ページ目をご覧ください。

申請の事業者は、愛知県名古屋市のKDDI株式会社名古屋エンジニアリングセンターのセンター長です。この会社はauの携帯電話を運営している会社です。

開発地の所在は中野市大字永江字鳥屋峯5124番11。当該開発地の面積は125.70平米。開発の目的としましては、まだらおの湯、飯山豊田スキー場周辺の通話品質の改善要望を受けての携帯電話KDDI中継基地局の設置。建築物等の規模は高さ19.9メートルのコンクリート柱建設並びに機器の設置ということになります。

この建築物の高さにつきまして、事前に話のあった段階では30メートル程度を希望されておったわけですが、市の自然休養地に設置できるのは20メートル以下ということのなかで、業者の方で検討をされて、ぎりぎりの範囲内での申請となったところであります。

具体的にご説明をさせていただきます。次の2ページ目をご覧ください。

場所は右側に案内図があります。豊田地区の涌井の方から上がっていきまして、まだらおの湯、斑尾高原へ向かう途中で新たな道が出来ているわけですが、豊田スキー場を通過してまだらおの湯へ行く途中で今回の申請場所があります。

2ページには平面図的なものがありますが、ちょっとわかりにくい点もあるかと思っておりますので、後ほど違う図面で説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。立面図であります。南側立面図をご覧ください。

高さ17.4メートルのコンクリート柱、茶色の部分ですが、この部分にアンテナ、避雷針を取り付けまして、合計の高さが19.9メートルとなっております。

コンクリート柱の横、右側に新設光接続箱などいろいろありますが、これらの電源設備等を置きまして、周囲を高さ約2.7メートルのフェンスを8メートル、5メートルのエリアで囲むということです。

次に、4ページ、現場の写真であります。まず、周囲は森林地域でありまして、この写真ではコンクリート柱が大きく描かれておりますが、これは高さをイメージするものであり、実際には3ページにありますとおおり先が細くなっていくような形状で、なおかつ景観に配慮して茶色く塗装されるということです。

パノラマの写真の右下の方に建物が見えますけれども、これは別荘であり、この別荘の所有者には事前に了解をとられてあるとのこと。

周囲の樹木の高さですが、高いもので約20メートルということで、今回の建築物とほぼ同じ高さということです。

本日、お配りしました図面をご覧ください。これが先程の平面図ということで、左上に市道がありまして、先ほどの案内図ですと、上がまだらおの湯、下が豊田スキー場ということになります。

工事期間は概ね先ほどの資料1ページにありますとおおり、5月24日から約3カ月の予定で工事をされるということになります。

工事期間中は、市道から縦に濃いグリーンの色で塗ってある部分については、砂利敷きで約90メートルあります。ここには更に砂利を補修して、下を痛めないようにするものです。

続いて縦線の黄色の部分と、ピンク色の構築物の横の黄色の部分、格子上の部分については、砂利の無い区間であります。この91メートル、プラス基地局周辺の部分は特に砂利が無いので、新たに鉄鋼板を敷きまして、土地等を痛めることの無いように養生を行って工事をすることです。当然、工事完了後は鉄板を撤去いたしますので、土地の形状の変更、あるいは自然を壊すようなことが無いような方法をされるということになります。

事前にお配りした資料、図面の5ページをご覧ください。今回のこのアンテナを建てることによって、赤色の囲みがこれまでの携帯電話の通話エリアで左右にあります、真ん中が抜けており一部電話が通じないという支障があって、今回の申請に至ったということになります。

当初の予定から高さを10メートルほど下げたもので建築されるということですが、結果的には青色の改善後のエリアということで、これまで通話できなかったエリアをほぼカバーするというので、今回の申請になっております。

雑ばくな説明でありましたが、以上が今回の事前協議の申請内容でございます。よろしくお願いたします。

【会長】 それでは、ご意見がありましたらお願いたします。

【委員】 質問なんですけど、斑尾の道沿いに、私、昔行ったことがあるので。今はどうかわかりませんが、水芭蕉が生えている場所があるんですけど、この建てる場所は高いところだからたぶん無いんだと思うんですけど、低いところから入っていくので、水芭蕉がどこにあったのかなと、ちょっと覚えていないんですけど。右側にも確かあったんですね、昔は。だから、そこを避けてもらっているかどうか、ちょっと聞きたかったんですけど。

便利さの追求というのが、自然を保護することと相反しているから、そこは多少仕方ない面はあると思うんですけども。まあ、出来るだけ。

工事しちゃうと水芭蕉というのは、多分だめだと思うので、そういうのをちゃんと調査をしてやっていただきたいなと思いますけど。

【会長】ただいまのご発言に対して事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】まず、今回直接建てる場所には、担当等で現場確認をしておりますが、水芭蕉は無いという場所でした。

工事に伴って機械等が入る場所は、既に道路的になっております。先ほど説明しましたとおり、一部は砂利敷き、一部は水芭蕉は無く土が出ているような状況です。

見た範囲もそうですし、これから本申請になっていくわけで、このことについてはご意見を踏まえて、自然環境に配慮した、というようなことで改めて業者へ申していきたいと思います。

【会長】よろしいでしょうか。他にございましたらお願いいたします。

【委員】図面の関係ですが、碎石養生のところ、備考では幅が4メートルということですが、図面を見ると実際には最大で15メートル位の幅があると思うのですが、これは実際には例えば削ってやるとか、そういうことなのでしょう。

もし削るとすると、やはり色々な環境面ではよくないと思います。

【事務局】図面は業者が用意したものであり、現況の道がこのような形になっているということです。今回の工事に合わせて土地を削ったり、形状を変えたりということは一切無いというふうに聞いておりますし、当然先程と同じように、自然に配慮した、ということは改めて付け加えさせていただきたいと思っております。

【会長】よろしいでしょうか。他にございましたらお願いいたします。

【委員】図面を見ますと、舗装道路から上がっていくような地形かと思えます。その中で高い所に構造物が設置されることとなりますので、一番は景観の問題かと思えます。

今日、示していただいたこの図面を見ますと、左側の方に立木明細と書いてあります。丸を描いたものに番号がふってありますが、これについては、全部支障になるから切断して撤去するという意味でしょうか。

【事務局】今回審議会にかけたものは構築物であり、それに伴って測量されたと思うのですが、その段階で土地所有者の了解を得て伐採は既にされてあったようです。

当然、伐採そのものについては、審議会の議案ではないと申しますとご意見をいただいておいて大変失礼になってしまいますけれども、伐採は事前にされていたということです。

大きな意味では今回、構築物を建てるための伐採ということになるかと思いますが、事前の測量段階で今回おそらく丸をされた木については伐採されたということでもあります。

それと、前段で景観のお話がありましたが、伐採した木はあるわけですから

も、市道よりも約40メートル高い位置に建設されるということでもあります。また、電波塔は茶色く色を塗って若干目立たないようにされていて、鉄塔そのものは市道から見えるわけですが、それ以外の電源設備やフェンス等は市道からは見えないということで、市道からの景観には配慮されているというふうに考えております。

【委員】私の質問の趣旨が十分伝わらなかったように思いますが、立ち木が切られてあれば致し方ないと思うのですが。

一番は遠くから見たときに、鉄塔の傍に立ち木があれば景観的にも、ある程度救われるのではないかな、と思って質問したわけです。

もう切られているのなら、それならそれで仕方がないことですので結構です。

【会長】他に何かございましたらお願いいたします。

【委員】今回の会議に関してですが、次第には無いもので会議が終わった後に現地を見られるのかどうか全然わからないのです。

最初に会長さんが来られて副会長を決めて、この説明が終わった後、現地へ行くのかと。去年の場合は、確か終わった後、現地を見たりして帰ってきた後、会議をしたものですから、これから現地へ行って見たりして、その後でもう1回こういった話し合いをするのか。

それからここは旧豊田村なものですから、中野市の方でもこちらの方へ行った方はほとんどいないと思うのです。その中で話すよりも、とりあえず現地へ行く予定であれば。

時間を取って現地へ行って、見て、それでこう伐採されていて、こういったようなものが建つんだ、というようなことがわかれば、それなりに議論がやり易いでしょうけど。行ったことが無くて、この図面だけ見て話をするよりは。

どういった次第になっているかわかりませんが、そういったスケジュールが取れているのか取れていないのか、行くのか行かないのか、それともこういったお話で図面だけでやってしまうのか、そういったことを聞きたいのですが。

【事務局】2回目にお送りした会議資料は、まさに資料だけでございます、最初にお送りしました開催通知の中で今回は現地視察を行わないということも含めて通知を差し上げてございます。

2段階でお送りしたので、勘違いをされたのではないかと思いますけれども、こちらで資料が間に合わなくて2段階の送付になってしまったことはお詫び申し上げます。最初の開催通知の中で申し上げてあったのですが、大変申し訳ありませんでしたが、そんな事情でございます。よろしくお願いいたします。

【委員】それでは、今回は現地視察は無くて、ここで大体頭の中にイメージしたこの図面とか写真を見てご判断してくださいということですね。

【事務局】条例に基づいて審議いただく中で、建物で面積的なものあるいは施設の内容的なものということについては、今までも現地調査等をしていただいた経過があるのですが、今回は一定の敷地面積は必要になりますけど構築物そのものは

アンテナであり、現場へ行ってもこういうふうに住つというのが、なかなかイメージできないもので、図面等をお示ししたわけです。

当然要望があれば本日も皆様のお時間がよろしければあれですけれども、事務局的には現場を見ても、さほど審議なりご意見をいただくようにはならないのではないかと勝手に決めつけてしまった部分はあるのですけれども、今回は施設の内容から現地視察を省かせていただいたというのが実情であります。

今後の考え方とすれば、すべて現地視察というご意見を本日いただければ、今後そういうふうな考え方に変えていきたいかと思っておりますのでよろしくお願い致します。

【会長】ただいま事務局から今回は現地視察は無いということの説明があったのですが、今後このような問題がありまして、知らないで審議するというのは確かにおかしな話でありますので、そこらへん事務局では慎重な対応をお願いしたいと思います。そんなことで今回はよろしいでございましょうか。

【委員】結局、立ち木はある程度、もう若干私有地だからということで切られてはいるし、そこらへんにつける道もある程度出来ているということなのですよ。

ようはそこに建ったものが、その周囲の景観に合うか合わないかを審議する。もう立ち木は切られているし、それなりにされている。

【事務局】先程の4ページは、これが一部木を切ったあとの現況の写真ですけど、これは当然現場へ行けばこのように見ていただけるんですけど、ただ架空のコンクリート柱が有る無しというのは、なかなか現場ではイメージがつかないかなということで、この近影、遠影、パノラマの写真を載せることによって、事務局的には現地視察を省かせていただいてしまったというのが実情でございます。

これが木を切った後の現況の写真ということで、担当等でこの状況を確認してありますので、そのあたりで判断をしてしまったということでもあります。

【委員】今の話の確認ですが、資料4ページのこの写真は木を切った後の写真ですか、切る前ですか。

【事務局】これについては、木を切って、業者の方で設計図を引いた後のイメージ図を頂いて、これに基づいて現地を確認して、切った後がこの状態だということは確認してあります。

【会長】他にご意見がございましたら、お願いしたいと思います。

【委員】木のことなんですけど、委員さんがおっしゃったように、工事のために必要な道路沿いの木は切らなきゃ工事が進まないと思うんですけど、この図を見せてもらおうと、裸の手前が道に。道に沿っての手前が裸のように見えるんですけど、そこに木があっちゃ電波ってまずいんですか。

工事のために切って、道路を機械が行かなきゃいけないものはしょうがないとしても、もうちょっとこの、前に木があったほうがいいと思うので、工事が終わった時点で、もうちょっと木が生えるように後を工夫してもらいたいと思うんですけど。手前がちょっと裸みたいになっているんですけど。

【事務局】4ページの遠影の写真でしょうか。

【委員】 4 ページの下の写真が、土手沿いが裸ですよ。もともと無いところですか、ここは。木を切ったんですか。

【事務局】 ここは現場を見る限り無かったような場所に見受けられます。

それと、工事のため云々というお話がありましたけれど、先ほど申しましたとおり、色を塗ったところは、ここに別荘がありますもので、もう既にここへは行けるようになっていた場所です。

それと、この細かい縦線と黄色の蛍光ペンのところですが、これは公式な道かどうかわかりませんが、既に道形はついていた場所でありますので、今回この部分で伐採をしたようなことはありませんし、委員さんのお話のとおり、若干坊主みたいになっていると言われますけれども、ここは今回に向けて木を切ったような、見る限り様子はないということです。あえて、今回建てたからそこへ新たな木を植栽しろということも、強くは言えませんので、何らかの自然に対しては、ということはお話したいと思っておりますが、それを確実に植えないと、どうだこうだということまでには言えないので、先程から申しましたとおり、自然に配慮した工法あるいは自然に配慮した事後管理というようなことは付けさせてもらえればと思っております。

【事務局】 頭のピンクの前後のところ、表の中の数を数えると18本でしょうか。ピンクの一番高いところの部分のみ伐採をした、ということです。進入道路は現にありますもので。

【委員】 もともと無いにしても、そこに鉄塔が建つことによって、やっぱり景観は悪くなるのでね。そこに木が無いなら、木が目立たないようにしてもらおうことは出来るかな、と思っております。

【事務局】 いずれにしても、委員さんが事前に申されたとおり、便利さの追求だけではないといけないということももちろんありますので、ある意味エリアを広げたいという地域住民なりからの意見もあったと思っておりますし、当然、片方がよければ片方が悪いということではいけないと思っておりますので、今のお話を踏まえて、また業者なりには伝えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【会長】 他にございましたらどうぞ。

ただいま各委員さんからご意見をいただいたわけですが、そのご意見を事務局で取りまとめていただきまして、私の方で最終確認をさせていただくということですのでよろしいでしょうか。

※ 異議なしの声あり。

【会長】 異議なしの声がありましたので、自然休養地開発の事前協議書に係る意見につきましては、私が確認をして、後日その写しを各委員さんに送付したいと思います。それでは、本日の会議を終了させていただきたいと思っております。大変ありがとうございました。

【事務局】 会長様、ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からその他ご意見等ございましたら、お願いいたします。

【委員】些細なんですけど、資料、両面で印刷は出来ないものでしょうか。裏面もつ
たいないんですけど。

【事務局】わかりました。今後、そのように努力したいと思います。

その他に何かございますか。

無いようですので、以上をもちまして、平成22年度第1回中野市環境審議会を
閉会といたします。本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。